

勝浦市農業委員会会議録

(6 月定例会)

平成27年6月24日(水曜日)午後1時30分、勝浦市農業委員会を勝浦市役所(301会議室)に招集した。

1 出席委員は、15名でその氏名は次のとおりである。

1 番 鈴 木 克 己	2 番 中 村 東 雄	3 番 長 谷 川 武 久
4 番 岩 瀬 和 巳	6 番 水 野 金 尋	7 番 藤 江 義 博
8 番 鎌 田 正 敏	9 番 元 吉 博 嗣	10 番 土 屋 元
11 番 竹 下 和 夫	12 番 佐 近 茂	13 番 西 川 知 子
14 番 数 金 清 美	15 番 吉 野 勇 孝	16 番 末 吉 修 一

2 職務のため出席した者の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 中 村 泰 輔 書記 市 東 義 之

3 議事日程は次のとおりである。

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案上程・説明・質疑・採決

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
(農地の転用の制限)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

第3 その他

○会長（末吉修一委員） 本日はご苦労さまです。

本日の出席委員は16名中15名で、定足数に達しておりますので、会議はここに成立いたしました。

定刻となりましたので、これより平成27年勝浦市農業委員会6月定例会を開催いたします。

本日の日程は、予めお手元に配布したとおりでありますので、これによってご承知を願います。

○会長（末吉修一委員） それでは日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、勝浦市農業委員会会議規則第11条第3項の規程により、会長において、鈴木克己委員及び中村東雄委員を指名いたします。

○会長（末吉修一委員） 日程第2、議案を上程いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） ご説明します。

資料の1ページをご覧ください。

申請番号1番、申請地は上植野の田畑7筆、延べ2,972平方メートル、売買による所有権移転を目的とした申請です。

申請理由につきまして譲受人は、営農事業を拡大したいとし、譲渡人は、耕作困難であるため売り渡したいとして申請がなされたものです。

申請位置は、木戸入口バス停留所から●側約●●●メートルの地点及び西原バス停留所から●側約●●●メートルの地点となります。

以上で議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。

○会長（末吉修一委員） 職員の内容説明が終わりました。

続いて、地区担当委員の補足説明をお願いします。

申請番号1番につきまして、長谷川武久委員をお願いします。

○3番（長谷川武久委員） はい、それでは補足説明をさせていただきます。

申請の概要は、事務局の説明どおりでございます。

6月21日、●●●●代表の●●さんと面談をし、現地調査を行いましたところ、字南台は水稻耕作されておりました。字山口は管理されておりました。

譲り渡し人は、離農されており耕作困難で売り渡したい。

譲受け人は、農業生産法人で営農事業を拡大するため買い受けたいとのことでした。

また、許可要件について確認したところ、問題は無いと思います。

調査の結果、許可相当として判断いたします。
皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。
以上です。

○会長（末吉修一委員） これをもって、職員の説明並びに地区担当委員の補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

はい、●●委員。

○15番（吉野勇孝委員） ●●●●の住所は、老人ホームの住所ですよ。

●●さんは茂原に住んでいるわけですよ。

通勤で田んぼやるために来ているのですよ。

○事務局長（中村泰輔） 会社なのでそういうことになります。

○15番（吉野勇孝委員） それで、営農事業拡大したいということで、生産物の処理方法はどのようになっているんですか。

○事務局長（中村泰輔） 独自に販路があるということで、設立当初はそうになっておりますが。

○15番（吉野勇孝委員） じゃあ、農協に出すのではなく、自分の老人ホームで使うとかということなんですか。

○事務局長（中村泰輔） 販路は特定の販路で、処理をするということで設立しています。

○会長（末吉修一委員） 他にはいかがですか。

はい、鎌田委員。

○8番（鎌田正敏委員） 関連なんですけれど、現在の田が借り受けを入れると、1町歩あるんですよ。

畑が1反5畝歩か、実際、現状は田んぼとして、畑として管理されているのですか。

○事務局長（中村泰輔） 毎年1回、事業年度末に事業報告がありまして、書類もそうですが、現地確認もその際行いますが、適正管理されています。

作ってない時期でもありますので、作った形跡があるかどうか確認しております。

○会長（末吉修一委員） 他にはよろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○会長（末吉修一委員） 質疑が無いということでよろしいでしょうか。

これを持って質疑を終結いたします。

これより議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを採決いたします。

申請番号1番につきまして、本案は申請のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○会長（末吉修一委員） 挙手全員でございます。

よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

○会長（末吉修一委員） 次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） ご説明します。

資料の2ページをご覧ください。

申請番号1番、申請地は、小松野の田、379平方メートル、貸駐車場への転用を目的とした申請です。

施設の概要は、砕石敷き駐車場9台分です。

転用の時期は、平成27年7月25日から平成27年9月30日で、資金計画は自己資金によるもので、残高証明書により確認しております。

申請理由につきまして、隣接する介護サービス事業者の要望により貸駐車場にしたいとして申請がなされたものです。

次に申請位置ですが、市立総野小学校から●側約●●●メートルの地点となります。

3ページをご覧ください。

申請番号2番、申請地は、新戸の畑、108.8平方メートル、太陽光発電施設への転用を目的とした申請です。

施設の概要は、パネル数40枚、発電量9.84キロワットです。

転用の時期は、平成27年8月1日から平成27年10月31日で、資金計画は自己資金によるもので、残高確認書により確認しております。

申請理由につきまして、太陽光発電施設の増設をしたいとして申請がなされたものです。

次に申請位置ですが、給食センターから●側約●●メートルの地点となります。

以上で議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についての説明を終わります。

○会長（末吉修一委員） 職員の内容説明が終わりました。

続いて、地区担当委員の補足説明をお願いします。

申請番号1番につきまして、佐近茂委員をお願いします。

○12番（佐近茂委員） はい、申請の概要につきましては、事務局の説明どおりでございます。

6月の21日、現地調査を行いました。

申請地は、適正に管理されておりまして、申請者は、駐車場として貸していただきたいとの要望により申請に至ったとのことでございます。

許可要件につきましては、立地条件として第2種農地に該当し、隣の農地への営農条件につきましても支障は無く、他の代替性もありませんので問題は無いと思います。

整地につきましては、ほとんど手が掛からないと思いますので、転用の実現性は確実にあると認められます。

調査の結果、許可相当と判断をいたしております。

皆様のご審議のほどよろしく願いをいたします。

以上です。

○会長（末吉修一委員） つづきまして、申請番号2番につきまして、岩瀬和巳委員をお願いします。

○4番（岩瀬和巳委員） 申請の概要は、事務局の説明のとおりです。

6月の21日、本人が来れないとのことで電話で話を聞いて現地を確認しました。

申請地は、適正に管理なされておりまして、月に一度草刈りをしているそうです。

申請者は、増設のため申請に至ったとのことでした。

許可要件につきましては、立地条件として第2種農地に該当し、隣接農地への営農条件についても支障は無く、他への代替性もありませんので問題は無いと思います。

整地についても、ほとんど手が掛からないということから、転用の実現性は確実にであると認められます。

調査の結果、許可相当と判断をいたしております。

皆様のご審議のほどよろしく願いをいたします。

以上です。

○会長（末吉修一委員） これをもって、職員の説明並びに地区担当委員の補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 会長（末吉修一委員） 質疑が無いということによろしいでしょうか。
これを持って質疑を終結いたします。
これより議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを採決いたします。
申請番号1番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙
手願います。

(挙手全員)

- 会長（末吉修一委員） 挙手全員でございます。
よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して県知事に送付することに決定いた
しました。
- 会長（末吉修一委員） 申請番号2番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とする
ことに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

- 会長（末吉修一委員） 挙手全員でございます。
よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して県知事に送付することに決定いた
しました。
- 会長（末吉修一委員） 次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について
を議題といたします。
事務局より説明を求めます。
中村事務局長。

- 事務局長（中村泰輔） ご説明します。
資料の4ページをご覧ください。
申請番号1番、申請地は、鵜原の畑2筆、延べ168平方メートル、太陽光発電施設に
転用するため売買による所有権移転を目的とした申請です。
施設の概要は、パネル数2400枚、発電量495キロワットです。
転用の時期は、平成27年7月21日から平成27年8月31日で、資金計画は主に借
入金によるもので、残高証明書及び金銭消費貸借契約書の写しにより確認しております。
申請理由につきまして、譲受人は、太陽光発電施設を設置し、再生可能エネルギー事業
に取り組みたいとし、譲渡人は、遠方に居住し、高齢で耕作が困難なため売り渡したいと

して申請がなされたものです。

次に申請位置ですが、市立清海小学校から●側に約●●●メートルの地点となります。

5ページをご覧ください。

申請番号2番、申請地は、市野川の田2筆、延べ634平方メートル、太陽光発電施設に転用するため賃借権の設定を目的とした申請です。

施設の概要は、パネル数160枚、発電量42.84キロワットです。

転用の時期は、平成27年8月1日から平成27年11月30日で、資金計画は自己資金によるもので、残高証明書により確認しております。

申請理由につきまして、借受人は、太陽光発電事業を行いたいとし、貸付人は、希望により貸したいとして申請がなされたものです。

次に申請位置ですが、市野川集会所やまびこから●側に約●●●メートルの地点となります。

6ページをご覧ください。

申請番号3番、申請地は、上植野の田、1,670平方メートル、太陽光発電施設及び倉庫用地に転用するため売買による所有権移転を目的とした申請です。

施設の概要は、太陽光発電施設として、パネル数240枚、発電量49.5キロワット及び倉庫1棟149.67平方メートルです。

転用の時期は、平成27年7月20日から平成27年10月31日で、資金計画は自己資金及び借入金によるもので、残高証明書及び融資証明書により確認しております。

申請理由につきまして、譲受人は、太陽光発電施設を設置し、既存の農業倉庫は一般倉庫として利用したいとし、譲渡人は、離農しており、耕作困難のため譲渡したいとして申請がなされたものです。

次に申請位置ですが、西原バス停留所から●側約●●●メートルの地点となります。

以上で議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についての説明を終わります。

○会長（末吉修一委員） 職員の内容説明が終わりました。

続いて、地区担当委員の補足説明をお願いします。

申請番号1番につきまして、鈴木克己委員をお願いします。

○1番（鈴木克己委員） はい。

申請の概要は、事務局の説明とおりです。

実は、この申請書を出す前に私の所に事前に相談がございまして、5月26日に、代理人の●●●●●●●の方と●●●●の代表取締役●●さんと現地を調査しました。

この土地はですね、実はあの、いわゆる●●道路になるんですけど、●●●●●の西側の土地になります。

以前、4年前に産業廃棄物の処分場ができるということで色々問題になったところでして、その当時の地主が周辺を持っています。

ここの土地はですね、昭和45年から48年ぐらいに●●が●●道路を建設するときに

埋め立てしたところで、その時には元地主の●●さんのところで道路の残土で埋め立ててくれということがあったらしいです。

聞いた話ですけど。

相当深い谷を埋めて現状としては、埋め立てたそのままの土地になっていて、畑の形状は全くありません。

●●●●●の方から、今回、申請権利者になっている●●●●●の方にその土地を除く周辺の土地が全部移転されておりまして、そこの所は農地でしたので、移転が無かったと。

その後●●さんの方は、平成13年に相続で取得をしています。

その後全くその土地はですね、畑としても使いようが無い土地でして、そのままになっていましたが、今回、●●●●●の方で、太陽光発電をするにあたって必要な土地だということと転用をお願いしたいということです。

●●●●●につきましては、もうすでに、もう少し●●寄りの水道施設の下に既に太陽光発電を設置してありまして、現在稼働はしています。

場所は少し離れるんですけど、その南側に今回申請を出してきております。

特にですね、産廃問題もあったところなんで、こういう事業が栄えれば今後そういう心配も無くなるということで、私が見た、それと話を聞いた中では、特に問題なく対応できるという風に思いますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○会長（末吉修一委員） 続きまして、申請番号2番につきましては、私が担当ということになっておりますので説明をします。

申請の概要、現地の状況等につきましては、事務局の説明のとおりでございます。

6月20日でございます。現地調査を行いました。

申請者、貸付人の●●●さんと面談をいたしました。

申請地につきましては、この数十年間耕作をしていないということでした。

私が現地調査に行ったときは、草刈り等が行われてあって、管理が行われている状況でございました。

申請者の貸付人、●●●さんでございますけど、現在、工務店を行っておりまして、会社の経営するのは代表取締役で借受人の長男であります●●●●●さんが経営を行っていると、今回申請した農地を含めて、現在、●●●さんの所有している土地につきましては、親が過去に耕作をしていた農地ということでございますが、現在は工務店経営のため農業はしておりません。

今回、工務店経営者の長男の代表取締役から、太陽光発電事業を行いたいということで、親である●●●さんに相談があったということで、場所の相談等があったということで、今回の申請に至ったということのようです。

申請要件については、立地条件として第2種農地に該当する状況、また、隣接農地への営農条件も特に支障が無いと、代替性もこの土地は無いというような状況だと思います。

申請地につきましては、今後、整地あるいは転用に至るまでの実現性は、確実なもの

考えられますので、地区担当委員としては、許可相当と判断いたしますが、皆様にご審議をいただければと思っております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○会長（末吉修一委員） 申請番号3番につきまして、長谷川武久委員お願いします。

○3番（長谷川武久委員） それでは、補足説明させていただきます。

申請の概要は、事務局の説明どおりでございます。

6月21日、●●●代表の●●さんと面談し、現地調査を行いましたところ、申請地は管理されていまして。

また、既存倉庫は農業施設として見られるため、違反転用に当たらないと思われまして。

譲渡人●●●●さんはすでに離農しており、健康上の理由から今後申請地を管理していく事が困難であり譲り渡したいと、譲受人は、有限会社●●●の経営する●●●●●●の道路対向側であることから管理するのに適当な土地であるため申請に至ったとのこと。

許可要件につきましては、立地条件として第2種農地に該当し、隣接農地への営農条件についても支障は無く、他への代替性もありませんので問題ないと思っております。

また、整地についても草刈り程度でほとんど手が掛からないことから、転用の実現性は確実であると認めます。

調査の結果、許可相当として判断いたします。皆様のご審議の程よろしく申し上げます。

以上です。

○会長（末吉修一委員） これをもって、職員の説明並びに地区担当委員の補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。3件の案件一緒に質疑に入りたいと思っております。よろしく願いいたします。

いかがでしょうか。

はい、元吉委員。

○9番（元吉博嗣委員） ●●さんと●●さんの件ですか、168平方メートルにパネル数が2400枚、これは入るのか。

○1番（鈴木克己委員） あの、図面で見てもらうとですね、後ろのページですね、申請位置の所ですね。

その168平方メートルが全体計画の中の一部に絡んじゃってるんですね、他の所は全然農地じゃ無い山林なんで、そこの所を取り込んだ方が、そこを外すと変形してしまうので取り込んだということです。

○8番（鎌田正敏委員） 今の件ですけど、申請番号1番。

これあの、産廃問題でこれ見たとき●●がエラいのが出てきたなと思って、すぐ感じたんですけど、産廃問題で色々あった所ですから、これが出来れば、さっき鈴木委員が説明したとおりの間賑やかにならないでしょうから、私は賛成でございます。

○会長（末吉修一委員） 他にはいかがでしょう。

賛成の意見もございました。

はい、鎌田委員どうぞ。

○8番（鎌田正敏委員） もう一つなんですが、今の件ですが、余分なことなんですが、この●●さんのですね会社の経歴見ても、会社が出来た後のことはわかるんですが、この方、この前はどのようなことをやってて、どこの人なんかわかりませんかね。そういうことはダメですかね。

○1番（鈴木克己委員） 横浜の方で、一番最初に仕事はじめたのは屋根、●●●●の下請けを主にやってきてまして、今は8社位のグループ企業になっている会社ですね。

実はあの、今の畑以外の土地をですね、産廃やろうとしていた所につきましては、●●●●●●●●が今の別荘地、ゴルフ場の開発の前にファミリーパークみたいなものを計画していた時に、鶴原の人から●●●●●●●●が取得してそのままになっていた土地を、平成元年に●●●●●●●●●●に売買したという経緯があるようです。

会社としては、今、横浜の方ではビル管理も含めてかなり大手の会社となっているのが現状です。

○8番（鎌田正敏委員） 夷隅郡内の人かと思ったんですよ。

○1番（鈴木克己委員） 横浜ですよ、出身地はわからないけど。

○会長（末吉修一委員） 何かありますか。

○1番（鈴木克己委員） 事務局に1件。

前回、前々回ずっとですね、委員会やる度に太陽光が、今日の申請もそうなんですけど、太陽光の転用はオーケーなんですけど、いつ頃までこれ出来るんですか。

聞くとところによると、もう外房の地域は太陽光が多すぎて、東電の方でもあまり許可を出したくないような話も聞いてるんですけど、その辺の状況わかります。

○事務局長（中村泰輔） あくまで噂のレベルですが、もうそろそろ太陽光が出来なくなるという話は出ているそうです。

それが、正式ではまだないんですけど。

○8番（鎌田正敏委員） それなんですけどね、噂によるとあっちの方もこっちの方もなんか大きく計画をしているような話も聞きますけどね、この申請の順序としてですね、これ東電の契約が始めなんですか、東電はこの転用の許可が出てから東電と契約するんですか。

○事務局長（中村泰輔） 順番としましては、東京電力に接続の協議として申込みをするんですが、同時に経済産業省に使う設備が認定を受けられるかどうかの申請を両方あげるんですね。

その順番で接続が出来ます、認定されましたで初めて農地転用となるんですが、今、多くでているものは、低圧、高圧の低圧というもので、手続きが簡素化されてまして、東京電力とは契約の申込みから始まるんです。

東電の方で内容がオーケーであると、申込書に担当者の受付印が押したもので太陽光発電が設置出来るということになります。それが終わって、やはり順番的には農地転用許可申請のほうが後に来る、ようするに出来るのがわかっていて農地転用という順番になります。

○8番（鎌田正敏委員） その低圧だと、東電の判が押してあれば金融機関も金はスムーズに出すということなんですね。

○会長（末吉修一委員） 余談なんですけど、ある農業委員会では、太陽光発電のいろんな、今の話のような研修をやろうとしたら、一番関心があったのが農業委員さん達が一番関心があったという状況だったそうですけども。

では、本題に戻りまして、他にはいかがでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○会長（末吉修一委員） よろしいですか。

これより議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを採決いたします。

申請番号1番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○会長（末吉修一委員） 挙手全員でございます。

よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。

○会長（末吉修一委員） 申請番号2番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とする

ことに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

○会長（末吉修一委員） 挙手全員でございます。

よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。

○会長（末吉修一委員） 申請番号3番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

○会長（末吉修一委員） 挙手全員でございます。

よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。

○会長（末吉修一委員） 次に議案第4号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） 説明します。

勝浦市が定める農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条により、農業委員会の決定が条件とされていることから、勝浦市長より平成27年6月11日付けで決定を求められるものです。

このたびの6月定例会に諮るべき件数は、新規設定計画3件、8,008平方メートル、再設定計画2件、10,530平方メートル、合計5件、18,538平方メートルです。

資料の7ページをご覧ください。

申請番号1番、中倉の田4筆、延べ6,014平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成27年7月1日から3ヶ年の新規設定です。

8ページをご覧ください。

申請番号2番、杉戸の田1,485平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成27年7月1日から5ヶ年の新規設定です。

9ページをご覧ください。

申請番号3番、大楠の田509平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権

です。

設定期間は、平成27年7月1日から5ヶ年の新規設定です。

10ページをご覧ください。

申請番号4番、白木の田4筆、延べ7, 128平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成27年7月1日から5ヶ年の再設定です。

11ページをご覧ください。

申請番号5番、白木の田2筆、延べ3, 402平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成27年7月1日から5ヶ年の再設定です。

以上で議案第4号、農用地利用集積計画の決定についての説明を終わります。

○会長（末吉修一委員） 職員の内容説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんでしょうか。

はい、鈴木委員。

○1番（鈴木克己委員） 10ページと11ページの●●●●さんの借受者の経営面積が10ページと11ページで違うんですけど、どういう内容なんですか。

現時点の経営面積だと思うんですが。

○事務局長（中村泰輔） 今のご質問なんですが。

貸付者は、●●●●さんでありまして、借受者はそれぞれ●●●●さんと●●●●さんになりますので。

○1番（鈴木克己委員） はい、わかりました。

○会長（末吉修一委員） 他にはいかがでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○会長（末吉修一委員） 特に質疑がないということでございます。

これより議案第4号、農用地利用集積計画の決定についてを採決いたします。

申請番号1番から5番の計画につきまして、本案は原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○会長（末吉修一委員） 挙手全員でございます。
よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

○会長（末吉修一委員） 次に、日程第3、その他でございます。
委員の皆様からご発言がございましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○会長（末吉修一委員） 発言が無いということでございますので、日程第3、その他を終わります。

以上で、本定例会に付議されました案件はすべて議了されました。

これをもって、平成27年勝浦市農業委員会6月定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

(午後 2 時 2 0 分 閉会)

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 2 7 年 6 月 2 4 日

勝浦市農業委員会会長

署 名 委 員

署 名 委 員
